

令和6年度 下水道審議会
第10回 経営部会

【説明資料】

地方公営企業法の適用について

令和6年9月10日

滋賀県琵琶湖環境部下水道課

琵琶湖流域下水道事業における経過

平成31年4月：地方公営企業法の一部適用（財務規定等の適用）

下水道事業において、地方公営企業法の全部適用は必須ではなく、組織に係る規定等は、下水道事業の効率化を図る上での明確な結論を見出せなかったことから、一部適用を行った後に引き続き検討を行い、見極めることとした。

全部適用と一部適用の大きな違いは、組織の独立性

	全部適用	一部適用（財務適用）
適用される規定	地方公営企業法の全ての規定	地方公営企業法の一部の規定（財務規定のみ）
組織体制	管理者が業務を執行（管理者を設置しない場合は長が執行） ・管理者は職員の任免、予算原案の作成、決算の調製、契約、会計事務など、企業の業務の執行に関する権限を有し、自らの判断と責任において事業運営を行う。 ・ただし、予算調製、議案提出、決算審査など、一部の権限は地方公共団体の長に留保。	地方公共団体の長が執行（法非適用事業と同じ）
職員の身分	・企業職員として扱われる。（地方公務員法の一部適用除外） ・給与は種類および基準を条例で定め、給与の額、支給方法等は管理規程で定める。	地方公務員法の適用（法非適用事業と同じ）

他府県の状況

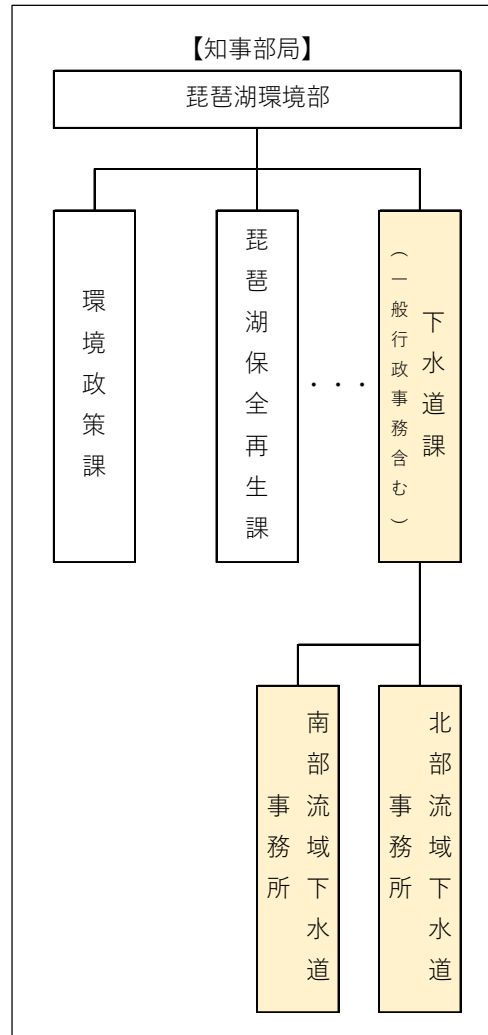
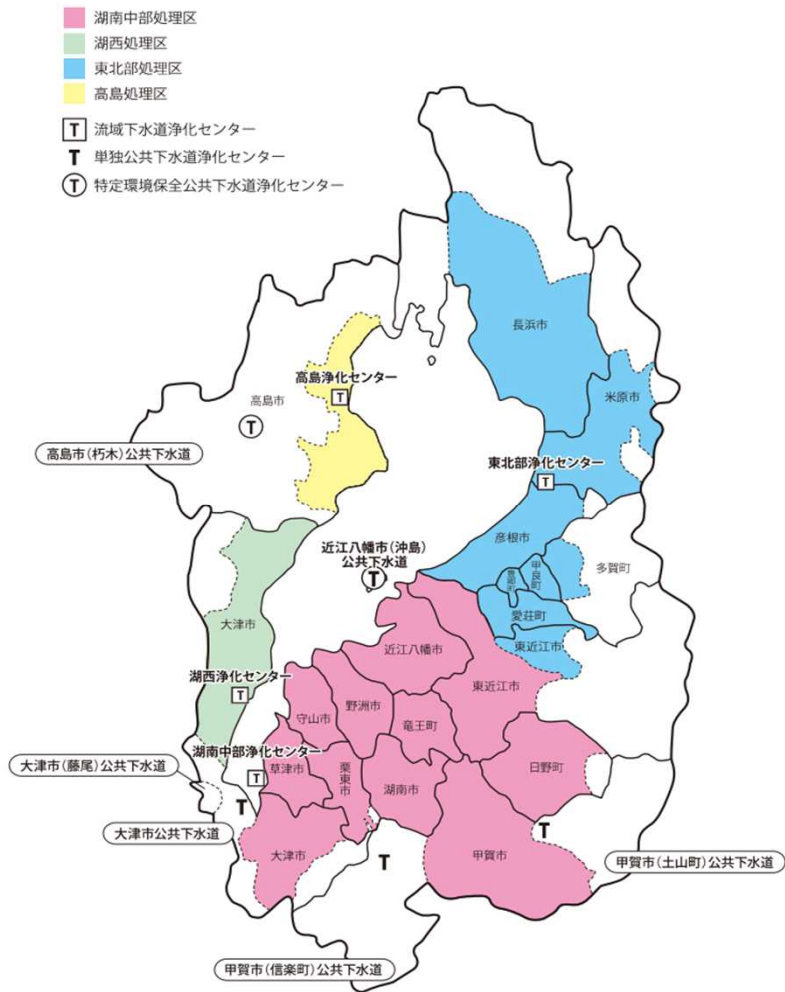
(他府県の状況)

全部適用:東京都、埼玉県、宮城県、京都府、広島県

一部適用:37府県 ※5県は流域下水道設置せず

	経緯と現状
東京都	下水道局(昭和27年度より地方公営企業法を全部適用)
埼玉県	公営企業会計への移行時に全部適用(管理者設置) 平成22年度～ 下水道局(一般行政部分も移管)
宮城県	公営企業会計への移行時に全部適用(管理者設置) 令和元年度～ 企業局 ※宮城県上工下水一体官民連携運営事業 公共施設等運営権(コンセッション)方式:管路を所掌する県と、施設の維持管理等を行う民間事業者が連携し、県が事業の最終責任を持って事業運営を行う。
京都府	公営企業会計への移行時に全部適用(管理者非設置) 令和元年度～ 都市交通部 ※管理者非設置のため知事部局内に残置
広島県	公営企業会計への移行時に全部適用(管理者設置) 令和元年度～ 企業局(流域下水道課、水道課 他) 令和5年度～ 上下水道部(流域下水道課 他) ※水道事業は広域連携により分離され水道企業団へ移管

滋賀県の下水道事業



①環境政策推進にかかる行政事務
 計画等の策定・推進（下水道中期ビジョン、汚水処理施設整備構想、流域別下水道整備総合計画、広域化・共同化計画、不明水対策等）
 水環境ビジネス、海外との技術交流
 汚水処理事業にかかる県補助金の交付
 汚水水質監視および対策用務 等

②公共下水道に関する行政事務
 公共下水道指導・監督・連絡調整

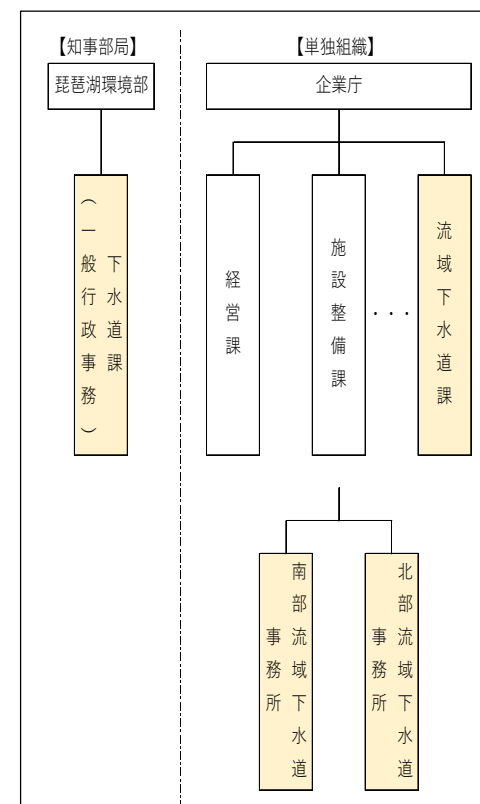
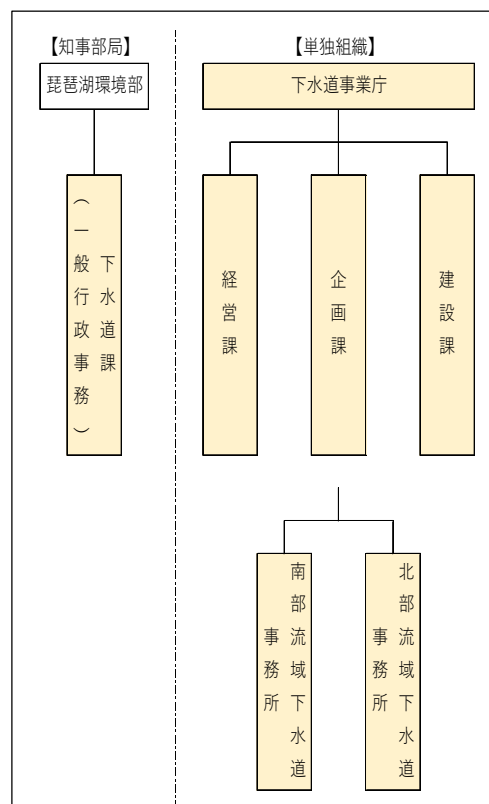
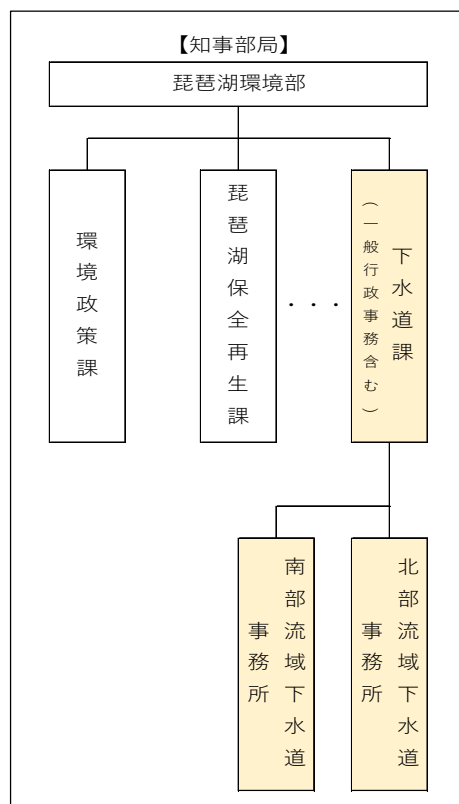
③内部管理事務
 連絡・調整・議会・給与・庶務関係用務
 予算・決算用務 等

④流域下水道事業の経営
 流域下水道施設の建設・管理
 汚水処理業務
 出納審査業務（企業会計） 等

- 県(行政) … 環境政策(汚水処理構想等)、市町の公共下水道の指導・監督
- 県(事業) … 流域下水道事業の運営
- 市町(事業) … 公共下水道事業の運営

組織体制

	現状	下水道事業単独型	企業庁統合型
地方公営企業法	一部適用	全部適用	全部適用
組織概要	琵琶湖環境部に所属	下水道事業単独で 独立した組織	企業庁と統合
管理者	知事	下水道事業庁長 (知事とすることも可)	企業庁長
一般行政事務	同一組織内	別組織	別組織



企業庁について

企業庁は、以下の地域に上水道、工業用水を供給している公営企業である。

琵琶湖流域下水道事業が、企業庁と統合すれば、資材、技術、人材の共有ができることでのスケールメリットなどが期待できる。

水道事業は、地方公営企業法の全部適用が必須

→ 企業庁と統合する場合は、下水道事業においても全部適用(組織の独立)が必須となる。

水道の一般行政は、知事部局の生活衛生課が所管している。

項目	事業名
給水区域	湖南水道用水供給事業 近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市 野洲市、湖南市、東近江市、日野町、竜王町 8市2町



項目	事業名
給水対象または給水区域	彦根工業用水道事業 彦根市、多賀町 1市1町
	南部工業用水道事業 草津市、守山市、栗東市、野洲市 湖南市、甲賀市、竜王町 6市1町



各組織体制の評価

● 流域下水道事業の達成すべき視点

【使命】 住民生活にとって欠かすことのできない公衆衛生の向上・生活環境の改善、および琵琶湖等の公共用水域の水質保全への貢献

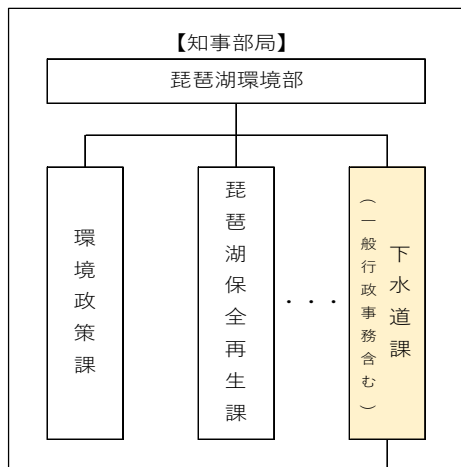
【目標】 住民生活において不可欠な下水道の機能・サービスを効率的かつ持続的に提供すること

評価のポイント		評価項目
効率的か	・下水道に求められる使命を効率的に果たせるか	①一体的な施策の展開 (1)環境政策との連携
	・滋賀県全体の汚水処理を効率的に行えるか	①(2)一般行政事務との連携
	・流域下水道事業の運営を迅速かつ柔軟に行えるか	②効率的な事業経営 (1)事業実施における効率化
	・流域下水道事業の運営を経済的に行えるか	②(2)コスト面での効率化
持続的か	・持続的な技術水準が確保できるか	③人材の確保、育成
	・社会環境の変化に柔軟に対応できるか	④公営企業を取り巻く社会環境の変化への対応
	・災害発生時に迅速かつ適切に対応できるか	⑤災害対応

評価項目① 一体的な施策の展開 (1) 環境政策との連携

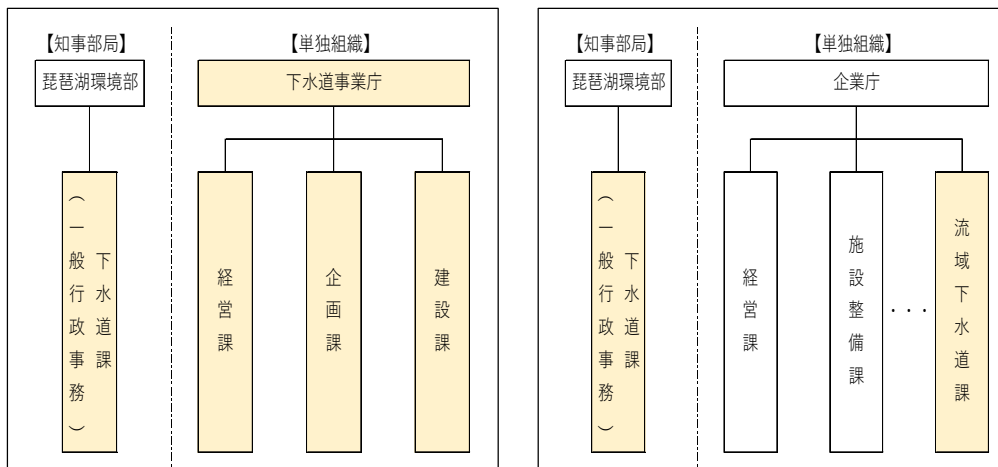
【一部適用】

組織体制：琵琶湖環境部に所属
組織の目的：環境政策の推進



【全部適用】

組織体制：公営企業として環境政策と独立した組織
組織の目的：公営企業としての安定した経営



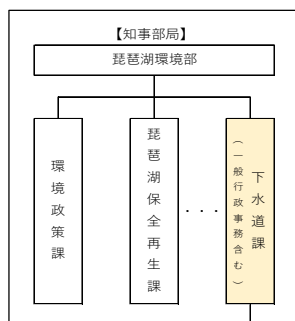
全部適用を行うことで、効率的な経営への動機付けが強くなる一方で、環境政策を推進する動機付けが相対的に弱くなる。

< 下水道事業に係る環境政策の例 > 放流水質の確保、CO2削減への取り組み、汚泥のリサイクル

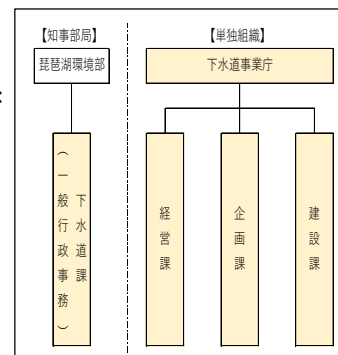
一部適用【現状】	全部適用（下水道事業単独型）	全部適用（企業庁統合型）
<p>[○] 同一の組織の中で価値観や情報を共有しながら政策展開と経営を両立でき、関係施策の連携が図れる。</p>	<p>[△] 環境政策と下水道経営を別組織で担うこととなり、連携を図ることは可能であるものの、目標の齟齬やコミュニケーション不足の恐れがある。</p>	<p>[△] 環境政策と下水道経営を別組織で担うこととなり、連携を図ることは可能であるものの、目標の齟齬やコミュニケーション不足の恐れがある。</p>

評価項目① 一体的な施策の展開 (2) 一般行政事務との連携

【一部適用】
同じ組織が
一般行政部分と
事業部分を所管



【全部適用】
一般行政部分を知事部局、
事業部分を公営企業が所管



下水道課の現行業務

①環境政策推進にかかる行政事務
計画等の策定・推進（下水道中期ビジョン、汚
水処理施設整備構想、流域別下水道整備総合計
画、広域化・共同化計画、不明水対策等）
水環境ビジネス、海外との技術交流
汚水処理事業にかかる県補助金の交付
汚水水質監視および対策用務 等

一般行政

②公共下水道に関する行政事務
公共下水道指導・監督・連絡調整

③内部管理事務
連絡・調整・議会・給与・庶務関係用務
予算・決算用務 等

④流域下水道事業の経営
流域下水道施設の建設・管理
汚水処理業務
出納審査業務（企業会計） 等

事業

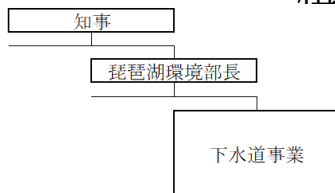
- <主な一般行政事務> 右図(下水道課の現行業務)の①②部分
- ・計画等の策定・推進
(汚水処理施設整備構想等の下水道に限らない県の汚水処理に係る計画の策定も含む)
 - ・公共下水道(市町)に対する県補助金の交付や指導・監督など
 - ・汚水の水質監視や対策用務

一部適用【現状】	全部適用（下水道事業単独型）	全部適用（企業庁統合型）
<p>[○] 同一の課で実施することにより、市町を含めた県全体の下水道事業の視点をもった事業運営が可能。</p> <p>県の一般行政事務と連携した下水道事業の運営が可能。</p>	<p>[△] 一般行政事務と組織が分離することから、市町を含めた県全体の下水道事業の視点と流域下水道事業における公営企業の視点が分離される。</p> <p>県の一般行政事務と分離することとなり、連携を図ることは可能であるものの、一般行政事務と下水道事業の運営に齟齬が出る恐れがある。</p>	<p>[△] 一般行政事務と組織が分離することから、市町を含めた県全体の下水道事業の視点と流域下水道事業における公営企業の視点が分離される。</p> <p>県の一般行政事務と分離することとなり、連携を図ることは可能であるものの、一般行政事務と下水道事業の運営に齟齬が出る恐れがある。</p>

評価項目②効率的な事業経営 (1)事業実施における効率化

【一部適用】

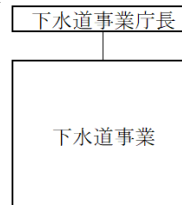
知事部局(県庁内の一組織)
組織の長: 知事



- ・組織の長は知事であり、意思決定までのステップが多い
- ・知事部局内の連携がとりやすい
- ・組織の規模は最も大きい

【全部適用(単独型)】

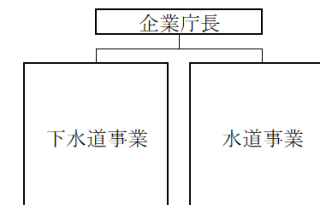
下水道事業のみの独立した組織
組織の長: 下水道事業庁長
(または知事)



- ・管理者(長)の設置が可能
- ・下水道事業のみの独立した組織運営が可能
- ・組織の規模が最も小さい

【全部適用(企業庁統合型)】

県が所管する水道事業と下水道事業の独立した組織
組織の長: 企業庁長



- ・管理者(長)の設置が可能
- ・水道と下水道の独立した組織運営が可能
- ・水道事業と、資材、技術、人材の共有が可能
- ・公営企業の内部管理事務や経理を共同化
- ・建設や維持管理における共同発注が可能

一部適用	下水道事業単独型	企業庁統合型
[△] 意思決定に時間がかかるが、県全体の動きを踏まえた意思決定を行うことができる。 知事部局であり、独自の組織運営を行うことが困難である。	[○] 管理者を設置することで意思決定の迅速性・柔軟性が図られる。 ただ、サービスの選択性や競争性が低い事業であることから、その効果は限定的である。	[○] 管理者を設置することで意思決定の迅速性・柔軟性が図られる。 ただ、サービスの選択性や競争性が低い事業であることから、その効果は限定的である。 内部管理事務や経理については、スケールメリットが働き、効率化が進む。 建設や維持管理について、一本化して実施することが可能。(ただし、企業庁の受水市町は一部であること、事業実施個所は異なることから、効果は限定的。)

評価項目②効率的な事業経営 (2)コスト面での効率化

【一部適用】

現状との変更がないため、追加業務や経費は発生しない
知事部局内でのスケールメリット

【全部適用(単独型)】

独立した組織の新規設立に係る業務や経費の発生

【全部適用(企業庁統合型)】

既存の独立した組織への統合に係る業務や経費の発生
同じ公営企業会計で運営する水道事業と同組織によるスケールメリット

移行時 ※変更なし

(±)業務、経費の発生なし

移行時

(-)組織や人事に関わる規則等の新規作成に係る業務量増と経費の発生 ※給与システム等は知事部局のものを利用可能

移行時

(-)統合に必要な業務量増と経費の発生
・会計システムの移行
・下水道課(県庁→企業庁)の移転 ※事務所は処理場を兼ねており、移転不可
・組織や人事に関わる規則等の改定

運用時(ランニングコスト)

(+)組織や人事に関わる共通的な業務は他部署に集約
→ 下水道事業では負担なし

運用時(ランニングコスト)

(-)職員の任免、身分取扱い、労働基準法等事務、連絡調整、議会対応等の業務量増と経費の発生
(-)組織や人事に関わる規則等の改正に係る業務量増と経費の発生

運用時(ランニングコスト)

(+)公営企業会計に係る内部管理、経理業務の集約による業務量の減
(+)水道事業との連携による業務量と経費の減(共通システムの利用、委託や工事の共同発注等)

一部適用

[○]
現状から変更しないため、追加負担が発生しない。
組織や人事などの知事部局で共通する業務が発生しない。

下水道事業単独型

[×]
移行時、移行後の両方で、業務量と経費が増加する。

企業庁統合型

[○]
統合に伴うシステム統合や移転等を行うことによる、一時的な追加負担が発生する。
内部管理、経理、その他の一部業務について、スケールメリットが働き、効率化が進む。

評価項目③人材の確保、育成

【一部適用】

県全体での採用、配属のみ
企業職員を独自に採用できない

【全部適用(単独型)】

企業職員を独自に採用できる

【全部適用(企業庁統合型)】

企業職員を独自に採用できる
水道事業との一体的な育成が可能となる

<人材の確保、育成における課題>

- ・ 事務職員、技術職員ともに、公営企業会計や下水道に関する知識など専門性が求められる。
- ・ 県の職員としては、行政事務に関する総合的な能力を求められる傾向にある。
→ 異動により専門性が身に付きづらい
- ・ 技術職員については、県庁・企業庁に限らず社会全体として、人材不足が続いている。
- ・ 維持管理業務における包括委託などの結果、職員の経験が不足することが懸念される。

→ 全部適用になることで、企業職員を独自に採用することが可能

- (+) 必要な能力や経験を踏まえた比較的、柔軟な人材の募集ができる
- (+) 勤務形態など、一定の柔軟な採用条件を設定できる余地がある(知事部局との調整が必要)
- (+) 別組織への異動がないことで、専門的な能力を高めるための育成を行うことができる
- (-) 県全体で求人を募集するより、応募者が少ないことが予想される

一部適用	下水道事業単独型	企業庁統合型
[△] 専門性に配慮した人事面の措置等により、一部適用でもある程度の専門性を養うことができる。	[○] 公営企業において独自に採用した職員を、専門性の高い職員として育成が可能。	[○] 公営企業において独自に採用した職員を、専門性の高い職員として育成が可能。

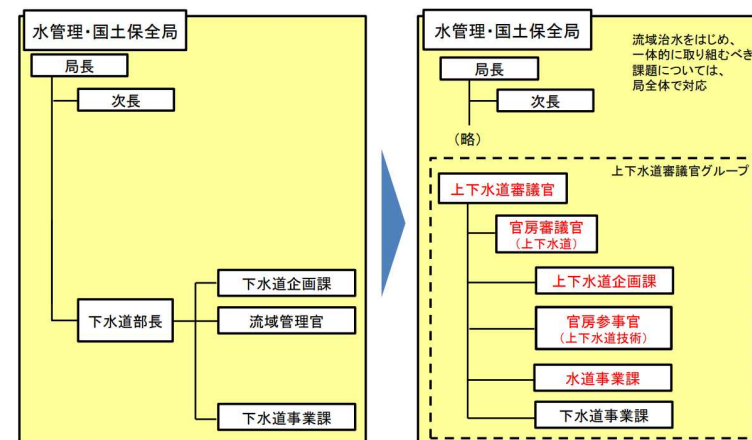
評価項目④公営企業を取り巻く社会環境の変化への対応

国の上下水道一体化、県内上水道の広域化といった企業庁との統合において大きな環境の変化が生じているが、その具体的な影響について、現段階ではまだ確定していない。

(1)国の水道整備・管理行政が、令和6年4月1日より国土交通省および環境省に移管

水質基準の策定その他の水質又は衛生に関する事務→環境省
 その他→国土交通省

※下水道に関する事務については、従来より国土交通省が所管



(2)滋賀県における水道広域化の動き

- ・「滋賀県水道広域化推進プラン」(計画期間:令和5年度～令和14年度)
 将来的な全県1水道を目指し、県内水道事業の広域化を発展的かつ段階的に進める。
- ・「水道基盤強化計画」(令和15年度～)
 具体的な実施計画を策定し、推進する。

一部適用	下水道事業単独型	企業庁統合型
[○] 広域化等の動きや国の水道事業の移管等の運営状況を見極めてから、統合の選択ができることで、最も効率的に進められる。 (※将来的な体制変更を含めた評価)	[△] 広域化等の動きや国の水道事業の移管等の運営状況を見極めてから、統合の選択ができる。 ただし、その場合には、一部適用から単独型への移行したあとに更に体制変更を行うため、非効率が発生する。	[×] 統合した後に上水道の広域化に伴い上水道事業を再分離する必要があるなど非効率が発生する恐れがある。 また、現時点で国からは上下水道事業の一体化は求められていない。

評価項目⑤災害対応

【一部適用】

知事部局(長が知事)にいてことで防災部局等との連携がとりやすい

琵琶湖環境部にいてことで浄化槽も含めた県全体の汚水処理について調整が可能となる

【全部適用(単独型)】

下水道事業の対応に資源を集中的に投入することができる

【全部適用(企業庁統合型)】

水道事業と下水道事業で資源を融通して初期対応、復旧が可能

<災害時の対応>



<災害対応のポイント>

- 情報連携は不可欠(上下水道間に限らず、道路等のインフラ、避難所の情報、廃棄物処理、復旧時の都市計画)
- 発災直後には情報や業務が錯綜すること、浄水場・浄化センターや管渠に地理的な距離もあること、上下水道で支援ルートも異なること等から、上水道・下水道それぞれの体制構築と、一体的な連携が重要となる。

一部適用	下水道事業単独型	企業庁統合型
[○] 上下水道に限らない情報の集約・連携と応援体制の構築が行いやすいことから、県としての一体的の災害対応や復旧が可能となる。	[×] 下水道事業に資源を集中できるものの、防災部局等とも上水道とも連携がとりにくいこと、大規模災害に対して脆弱となる。	[○] 上下水道間で資源(資材や人材、情報)を共有、融通することで、迅速な対応を行うことが可能となる。

評価項目のまとめ

	一部適用	全部適用 (下水道事業単独型)	全部適用 (企業庁統合型)
環境政策との連携	○	△	△
一般行政事務との連携	○	△	△
事業実施における効率化	△	○	○
コスト面での効率化	○	×	○
人材確保、育成	△	○	○
社会環境の変化への対応	○	△	×
災害対応	○	×	○